法第２条（用語の定義）耐火建築物、準耐火建築物

# 別棟増築時における既存不適格建築物の制限緩和

耐火建築物又は準耐火建築物とすべき建築物が既存不適格により耐火建築物又は準耐火建築物となっていない場合において、別棟増築により新たな延焼のおそれのある部分が生じた部分に関しては制限は付加されない。